

（危険物を運送する自動車）

第61条 昭和48年11月30日以前に製作された自動車に対する細目告示第80条第4項第2号、第158条第4項第2号及び第236条第4項第2号の規定の適用については、同号中「危険物の規制に関する政令」とあるのは「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和46年6月1日政令第168号）による改正前の危険物の規制に関する政令」と、「第15条（第1項第1号を除く。）」とあるのは「第15条第2号から第10号まで」と読み替えるものとする。